

取組みの推進に対する支援

登録された取組みを構成する文化財の保存修理及び活用のための活動に対して、次のとおり補助制度を設けています。

事業区分		補助の対象となる事業	補助対象者	補助率	1 取組みあたりの補助上限額
構成文化財の保存・修理	有形文化財	①文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による国の補助金（以下「国の補助金」という。）の交付を受けて実施する文化財の修理（災害に起因する事業を除く） ②山形県文化財保護事業費補助金交付規程（昭和51年4月県告示第533号）の規定による県の補助金（以下「県文化財保護事業費補助金」という）の交付を受けて実施する文化財の修理（災害に起因する事業を除く）	所有者等	次の額のうち最も少ない額 ①国の補助金又は県文化財保護事業費補助金の補助対象経費の額の10分の1に相当する額 ②上記①の補助対象経費の額の91%に相当する額から国の補助金の額及び県文化財保護事業費補助金の額を控除した額	2,500千円
	無形文化財 民俗文化財及び記念物				
文化財継承基盤強化支援※		以下の活動のうち「未来に伝える山形の宝」審査委員会において採択されたもの ①普及啓発事業 ②人材育成事業 ③情報発信事業	登録団体	1/2	1,000千円

※「文化財継承基盤強化支援」の事業採択にあたっては「未来に伝える山形の宝」審査委員会において登録団体によるプレゼンテーションを実施し、審査を経るものとします。

登録された文化財及び取組みをホームページ等で県内外に広く情報発信し、地域づくりや観光の面での支援も行っていきます。